



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 4 月 1 日 (月曜日) 号外 第 16 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

企業局企業管理規程

○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程…………… 1

教育委員会規則

○県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則…………… 4

○宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則…………… 8

頁

○県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………10

○国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則の一部を改正する規則……………10

○市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………11

教育長訓令

○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………13

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第 3 号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(収入金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 法第33条の2の規定により収入金の徴収の事務の委託を受けた者（以下本条において「徴収受託者」という。）は、<u>当該受託者</u>に係る収入金があるときは調定元帳によりこれを調定し、納入義務者に納入通知書を交付しなければならない。この場合において、法令の規定又は当該収入金の性質により事前に調定することができないときは、<u>収納後に調定するものとし、納入通知書を交付しがたい場合には、第35条第1項ただし書の規定を準用する。</u></p> <p>3 徴収受託者及び法第33条の2の規定により収入金の収納の事務の委託を受けた者（以下本条において「<u>収納受託者</u>」という。）は、納入義務者から受託に係る収入金を徴収又は収納したときは、領収証を交付するとともに当該収入金を、直ちに（契約に別段の定めがあるものについては、その定めた日まで）、現金払込書により出納取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(予算執行何及び合議)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 前項の規定により予算執行何をするときは総務課長に合議しなければならない。ただし、<u>令第21条の14第1項第2号から第9号までの規定に基づく随意契約に係る予算執行何</u>をするときは、総務課長及び企業出納員に合議しなければならない。</p>	<p>(収入金の徴収又は収納の委託)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 法第33条の2の規定により収入金の徴収の事務の委託を受けた<u>指定公金事務取扱者</u>（以下本条において「徴収受託者」という。）は、<u>当該受託</u>に係る収入金があるときは調定元帳によりこれを調定し、納入義務者に納入通知書を交付しなければならない。この場合において、法令の規定又は当該収入金の性質により事前に調定することができないときは、<u>収納後に調定するものとし、納入通知書を交付しがたい場合には、第35条第1項ただし書の規定を準用する。</u></p> <p>3 徴収受託者及び法第33条の2の規定により収入金の収納の事務の委託を受けた<u>指定公金事務取扱者</u>（以下本条において「<u>収納受託者</u>」という。）は、納入義務者から受託に係る収入金を徴収又は収納したときは、領収証を交付するとともに当該収入金を、直ちに（契約に別段の定めがあるものについては、その定めた日まで）、現金払込書により出納取扱金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(予算執行何及び合議)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 前項の規定により予算執行何をするときは総務課長に合議しなければならない。ただし、<u>令第21条の13第1項第2号から第9号までの規定に基づく随意契約に係る予算執行何</u>をするときは、総務課長及び企業出納員に合議しなければならない。</p>

<p>(入札保証金)</p> <p>第88条 <u>令第21条の15</u>の規定による入札保証金の率は、入札金額の100分の5以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第89条 <u>令第21条の15</u>の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>令第21条の14第1項第5号</u>の規定に基づき随意契約を締結するとき。</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第 127条 <u>令第21条の14第1項第1号</u>に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(随意契約を行う場合の特例)</p> <p>第 127条の2 <u>令第21条の14第1項第3号</u>及び第4号に規定する管理規程で定める手続は、次に掲げる手続とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(亡失又はき損の報告)</p> <p>第 229条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、法第34条で準用する<u>自治法第 243条の2の2第1項各号</u>に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。</p> <p>(賠償責任を有する補助職員の指定)</p> <p>第 230条 法第34条で準用する<u>自治法第 243条の2の2第1項各号</u>に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(入札保証金)</p> <p>第88条 <u>令第21条の14</u>の規定による入札保証金の率は、入札金額の100分の5以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第89条 <u>令第21条の14</u>の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>令第21条の13第1項第5号</u>の規定に基づき随意契約を締結するとき。</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第 127条 <u>令第21条の13第1項第1号</u>に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(随意契約を行う場合の特例)</p> <p>第 127条の2 <u>令第21条の13第1項第3号</u>及び第4号に規定する管理規程で定める手続は、次に掲げる手続とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(亡失又はき損の報告)</p> <p>第 229条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、法第34条で準用する<u>自治法第 243条の2の8第1項各号</u>に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。</p> <p>(賠償責任を有する補助職員の指定)</p> <p>第 230条 法第34条で準用する<u>自治法第 243条の2の8第1項各号</u>に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
--	--

別記様式第25号を次のように改める。

様式第25号

No.	
宮崎県企業局収入事務委託身分証	
受託者 氏名 (法人にあつては、所在地、名称 及び代表者の氏名)	
収 入 金 の 種 類	
委 託 事 項	
委 託 期 間	
(交付) 年 月 日	
宮崎県企業局 企業管理者 企業局長 印	

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

教育委員会規則

県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第3号

県教育庁職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 県教育庁職員の職の設置に関する規則(昭和39年宮崎県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																					
<p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、課(室)、教育事務所及びスポーツ指導センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門主事</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>専門技師</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主任主事</td> <td>上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>上司の命を受けて、事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主任技師</td> <td>上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。</td> </tr> <tr> <td>技師</td> <td>上司の命を受けて、技術に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第1項の表に規定する課長補佐は、必要に応じ、2人以上置くことができる。この場合の各課長補佐の職務担当区分は、1人を統括とし、他を業務担当とする。</p>	職	職務	専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。	主事	上司の命を受けて、事務に従事する。	主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。	技師	上司の命を受けて、技術に従事する。	<p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の表に規定する課長補佐は、必要に応じ、2人以上置くことができる。この場合の各課長補佐の職務担当区分は、1人を統括とし、他を業務担当とする。</p> <p>3 第1項に規定する職のほか、課(室)、教育事務所及びスポーツ指導センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任主事</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>専任技師</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主任主事</td> <td>上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主事</td> <td>上司の命を受けて、事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>主任技師</td> <td>上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。</td> </tr> <tr> <td>技師</td> <td>上司の命を受けて、技術に従事する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 第1項及び前項に規定する職のほか、課(室)、教育事務所及びスポーツ指導センターに、必要に応じ、専門主事及び専門技師を置く。</p> <p>5 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</p> <p>6 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</p> <p>第5条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる組織に、必要に応じ、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課(室)教育事務所</td> <td>副参事補</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。	専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。	主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。	主事	上司の命を受けて、事務に従事する。	主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。	技師	上司の命を受けて、技術に従事する。	組織	職	職務	[略]			課(室)教育事務所	副参事補	[略]
職	職務																																					
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。																																					
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。																																					
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。																																					
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。																																					
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。																																					
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。																																					
職	職務																																					
専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。																																					
専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。																																					
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。																																					
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。																																					
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。																																					
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。																																					
組織	職	職務																																				
[略]																																						
課(室)教育事務所	副参事補	[略]																																				
<p>第5条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる組織に、必要に応じ、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課(室)教育事務所</td> <td>副参事補</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専任主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門知識及び</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	[略]			課(室)教育事務所	副参事補	[略]		専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び	<p>第5条 前3条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる組織に、必要に応じ、同表中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織</th> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課(室)教育事務所</td> <td>副参事補</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専任主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門知識及び</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	[略]			課(室)教育事務所	副参事補	[略]		専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び													
組織	職	職務																																				
[略]																																						
課(室)教育事務所	副参事補	[略]																																				
	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び																																				
組織	職	職務																																				
[略]																																						
課(室)教育事務所	副参事補	[略]																																				
	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び																																				

スポーツ指導センター			スポーツ指導センター		経験を必要とする課(室)、教育事務所又はスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。
	[略]				[略]
	専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする課(室)、教育事務所又はスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。		専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は課(室)、教育事務所若しくはスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。
	副主幹	[略]		副主幹	[略]
	[略]			専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
				[略]	

2 前条及び前項に規定する職のほか、課(室)、教育事務所及びスポーツ指導センターに、必要に応じ、専門主幹を置く。

3 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課(室)、教育事務所又はスポーツ指導センターの特定の事務を掌理する。

(県立図書館管理規則の一部改正)

第 2 条 県立図書館管理規則(昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																												
<p>(職及び職務)</p> <p>第 8 条 図書館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門主事</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>専門技師</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、図書館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専門主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	[略]		職	職務	主幹	[略]	専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。	副主幹	[略]	[略]		<p>(職及び職務)</p> <p>第 8 条 図書館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任主事</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>専任技師</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、図書館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専任副主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は図書館の特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専任主査</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前 2 項に規定する職のほか、図書館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。</p> <p>4 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。</p> <p>5 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</p>	職	職務	[略]		専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。	専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。	[略]		職	職務	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。	主幹	[略]	専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は図書館の特定の事務を掌理する。	副主幹	[略]	専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。	[略]	
職	職務																																												
[略]																																													
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。																																												
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。																																												
[略]																																													
職	職務																																												
主幹	[略]																																												
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。																																												
副主幹	[略]																																												
[略]																																													
職	職務																																												
[略]																																													
専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。																																												
専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。																																												
[略]																																													
職	職務																																												
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする図書館の特定の事務を掌理する。																																												
主幹	[略]																																												
専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は図書館の特定の事務を掌理する。																																												
副主幹	[略]																																												
専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。																																												
[略]																																													

6 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。

（県立美術館管理規則の一部改正）

第 3 条 県立美術館管理規則（平成 7 年宮崎県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																								
<p>（職及び職務）</p> <p>第 4 条 美術館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門主事</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門技師</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、美術館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副参事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門主幹</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p>	職	職務	[略]		専門主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u>	[略]		専門技師	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</u>	[略]		職	職務	[略]		副参事	[略]	[略]		専門主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。</u>	副主幹	[略]	[略]		<p>（職及び職務）</p> <p>第 4 条 美術館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任主事</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任技師</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、美術館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副参事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>専任主幹</td> <td><u>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任副主幹</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は美術館の特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>専任主査</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前 2 項に規定する職のほか、美術館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。</p> <p>4 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。</p> <p>5 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</p> <p>6 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</p> <p>7 [略]</p>	職	職務	[略]		専任主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u>	[略]		専任技師	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。</u>	[略]		職	職務	[略]		副参事	[略]	専任主幹	<u>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。</u>	[略]		専任副主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は美術館の特定の事務を掌理する。</u>	副主幹	[略]	専任主査	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u>	[略]	
職	職務																																																								
[略]																																																									
専門主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u>																																																								
[略]																																																									
専門技師	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</u>																																																								
[略]																																																									
職	職務																																																								
[略]																																																									
副参事	[略]																																																								
[略]																																																									
専門主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。</u>																																																								
副主幹	[略]																																																								
[略]																																																									
職	職務																																																								
[略]																																																									
専任主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u>																																																								
[略]																																																									
専任技師	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。</u>																																																								
[略]																																																									
職	職務																																																								
[略]																																																									
副参事	[略]																																																								
専任主幹	<u>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする美術館の特定の事務を掌理する。</u>																																																								
[略]																																																									
専任副主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は美術館の特定の事務を掌理する。</u>																																																								
副主幹	[略]																																																								
専任主査	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u>																																																								
[略]																																																									

（宮崎県総合博物館管理運営規則の一部改正）

第 4 条 宮崎県総合博物館管理運営規則（昭和 46 年宮崎県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>（職の設置）</p> <p>第 5 条 総合博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門主事</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		専門主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u>	[略]		<p>（職の設置）</p> <p>第 5 条 総合博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任主事</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		専任主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u>	[略]	
職	職務																
[略]																	
専門主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u>																
[略]																	
職	職務																
[略]																	
専任主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u>																
[略]																	

専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。																												
[略]		[略]																													
2・3 [略]		2・3 [略]																													
4 第1項に規定する職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		4 第1項に規定する職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参事</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	参事	[略]	[略]		専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。	副主幹	[略]	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参事</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専任主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任副主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は総合博物館の特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専任主査</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	参事	[略]	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。	[略]		専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は総合博物館の特定の事務を掌理する。	副主幹	[略]	専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。	[略]		
職	職務																														
参事	[略]																														
[略]																															
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。																														
副主幹	[略]																														
[略]																															
職	職務																														
参事	[略]																														
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。																														
[略]																															
専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は総合博物館の特定の事務を掌理する。																														
副主幹	[略]																														
専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。																														
[略]																															
5 [略]		5 第1項及び前項に規定する職のほか、総合博物館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。																													
		6 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする総合博物館の特定の事務を掌理する。																													
		7 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。																													
		8 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。																													
		9 [略]																													

(県立西都原考古博物館管理規則の一部改正)

第5条 県立西都原考古博物館管理規則(平成15年宮崎県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
(職及び職務)	(職及び職務)																								
第3条 西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	第3条 西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門主事</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門技師</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	[略]		専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任主事</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任技師</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。	[略]		専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。	[略]	
職	職務																								
[略]																									
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。																								
[略]																									
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。																								
[略]																									
職	職務																								
[略]																									
専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。																								
[略]																									
専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。																								
[略]																									
2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副参事</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		副参事	[略]	[略]		専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副参事</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専任主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任副主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		副参事	[略]	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。	[略]		専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又		
職	職務																								
[略]																									
副参事	[略]																								
[略]																									
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。																								
職	職務																								
[略]																									
副参事	[略]																								
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。																								
[略]																									
専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又																								

	る。		は西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副主幹	[略]	副主幹	[略]
		専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
[略]		[略]	
3	[略]	3	前2項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。
		4	専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
		5	専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
		6	専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
		7	[略]

（宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正）

第6条 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則（平成8年宮崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																												
<p>（職及び職務）</p> <p>第5条 埋蔵文化財センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門主事</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項に規定する職のほか、埋蔵文化財センターに、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副参事</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	[略]		職	職務	副参事	[略]	[略]		専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。	副主幹	[略]	[略]		<p>（職及び職務）</p> <p>第5条 埋蔵文化財センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任主事</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項に規定する職のほか、埋蔵文化財センターに、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副参事</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専任主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任副主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>副主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専任主査</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 第1項及び前項に規定する職のほか、埋蔵文化財センターに、必要に応じ、専門主幹及び専門主事を置く。</p> <p>6 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。</p> <p>7 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</p>	職	職務	[略]		専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。	[略]		職	職務	副参事	[略]	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。	[略]		専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。	副主幹	[略]	専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。	[略]	
職	職務																																												
[略]																																													
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。																																												
[略]																																													
職	職務																																												
副参事	[略]																																												
[略]																																													
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。																																												
副主幹	[略]																																												
[略]																																													
職	職務																																												
[略]																																													
専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。																																												
[略]																																													
職	職務																																												
副参事	[略]																																												
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。																																												
[略]																																													
専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は埋蔵文化財センターの特定の事務を掌理する。																																												
副主幹	[略]																																												
専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。																																												
[略]																																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第4号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																				
<p>(事業)</p> <p>第2条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学習研修課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>教育支援課</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>特別支援教育に関する相談に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(職の設置)</p> <p>第5条 教育研修センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門主事</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">副参事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門主幹</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副主幹</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門技師</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	[略]		専門主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u>	[略]		職	職務	副参事	[略]	[略]		専門主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u>	副主幹	[略]	[略]		専門技師	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</u>	[略]		<p>(事業)</p> <p>第2条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>不登校児童生徒の支援に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学習研修課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>特別支援教育に関する研修に関すること。</u></p> <p>教育支援課</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>不登校児童生徒の支援に関すること。</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(職の設置)</p> <p>第5条 教育研修センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専任主事</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">副参事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専任主幹</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専任副主幹</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副主幹</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専任主査</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専任技師</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前2項に規定する職のほか、必要に応じ、<u>専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。</u></p> <p>4 <u>専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u></p> <p>5 <u>専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要と</u></p>	職	職務	[略]		専任主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u>	[略]		職	職務	副参事	[略]	専任主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u>	[略]		専任副主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u>	副主幹	[略]	専任主査	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u>	[略]		専任技師	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。</u>	[略]	
職	職務																																																				
[略]																																																					
専門主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u>																																																				
[略]																																																					
職	職務																																																				
副参事	[略]																																																				
[略]																																																					
専門主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u>																																																				
副主幹	[略]																																																				
[略]																																																					
専門技師	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。</u>																																																				
[略]																																																					
職	職務																																																				
[略]																																																					
専任主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u>																																																				
[略]																																																					
職	職務																																																				
副参事	[略]																																																				
専任主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u>																																																				
[略]																																																					
専任副主幹	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は教育研修センターの特定の事務を掌理する。</u>																																																				
副主幹	[略]																																																				
専任主査	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u>																																																				
[略]																																																					
専任技師	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。</u>																																																				
[略]																																																					

する事務に従事する。
 6 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 5 号

県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則（昭和 50 年宮崎県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（財務福利課の分掌事務） 第 3 条 〔略〕 （1）～（5） 〔略〕 <u>（6） 生徒寮に関すること。</u> （7）～（13） 〔略〕 （高校教育課の分掌事務） 第 4 条 〔略〕 （1）～（11） 〔略〕 （12） 〔略〕	（財務福利課の分掌事務） 第 3 条 〔略〕 （1）～（5） 〔略〕 （6）～（12） 〔略〕 （高校教育課の分掌事務） 第 4 条 〔略〕 （1）～（11） 〔略〕 <u>（12） 生徒寮に関すること。</u> （13） 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 6 号

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則（令和 5 年宮崎県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則 （事務の委任） 第 2 条 教育委員会は、規則によりその権限に属する国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を宮崎県総合政策部長（以下「総合政策部長」という。）に委任する。 （1）・（2） 〔略〕 （重要事項の処理） 第 4 条 総合政策部長は、第 2 条の規定により委任された事務が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その事務の処理について、事前に教育委員会に協議をしなければならない。 （1）・（2） 〔略〕 （報告） 第 5 条 総合政策部長は、第 2 条の規定により委任された事務の処理状況について教育委員会が了知しておく必要があると認められるものを、随時、教育委員会に報告しなければならない。	国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則 （事務の委任） 第 2 条 教育委員会は、規則によりその権限に属する国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を宮崎県宮崎国スポ・障スポ局長（以下「宮崎国スポ・障スポ局長」という。）に委任する。 （1）・（2） 〔略〕 （重要事項の処理） 第 4 条 宮崎国スポ・障スポ局長は、第 2 条の規定により委任された事務が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その事務の処理について、事前に教育委員会に協議をしなければならない。 （1）・（2） 〔略〕 （報告） 第 5 条 宮崎国スポ・障スポ局長は、第 2 条の規定により委任された事務の処理状況について教育委員会が了知しておく必要があると認められるものを、随時、教育委員会に報告しなければならない。

い。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第7号

市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 市町村立学校事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則(昭和49年宮崎県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 前条に規定する事務職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する職員に相当する者)の職として、次の職を置き、その職務は、次のとおりとする。 事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。 事務副主幹 上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。 事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。 [略]	第2条 前条に規定する事務職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する職員に相当する者)の職として、次の職を置き、その職務は、次のとおりとする。 <u>専任主幹 上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする特定の事務を掌理する。</u> 事務主幹 上司の命を受けて、複雑な事務及び特定の事務を掌理する。 <u>専任副主幹 上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は特定の事務を掌理する。</u> 事務副主幹 上司の命を受けて、特定の事務を掌理する。 <u>専任主査 上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u> 事務主査 上司の命を受けて、事務をつかさどる。 <u>専任主事 上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u> [略]

(県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第2条 県立高等学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第50条 [略] 2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、 <u>副参事補</u> 、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。 3・4 [略] (職務) 第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)~(13) [略] (14) <u>副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</u> (15) [略]	(職員) 第50条 [略] 2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、 <u>専任主幹</u> 、 <u>専任副主幹</u> 、 <u>事務副主幹</u> 、 <u>専任主査</u> 、 <u>事務主査</u> 、 <u>専任主事</u> 、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。 3・4 [略] (職務) 第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)~(13) [略] (14) <u>専任主幹は、上司の命を受け専門知識及び経験を必要とする特定の事務を掌理する。</u> (15) <u>専任副主幹は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は特定の事務を掌理する。</u> (16) [略] (17) <u>専任主査は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要と</u>

(16) [略]	するその専門的業務に従事する。
(17)~(23) [略]	(18) [略]
2 [略]	(19) 専任主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
	(20)~(26) [略]
	2 [略]

(県立特別支援学校管理運営規則の一部改正)

第 3 条 県立特別支援学校管理運営規則 (平成14年宮崎県教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第49条 [略]	第49条 [略]
2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 <u>栄養教諭、実習教師、実習助手、副参事補、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</u>	2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 <u>栄養教諭、実習教師、実習助手、専任主幹、専任副主幹、事務副主幹、専任主査、事務主査、専任主事、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</u>
3・4 [略]	3・4 [略]
(職務)	(職務)
第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。	第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)~(13) [略]	(1)~(13) [略]
(14) <u>副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</u>	(14) <u>専任主幹は、上司の命を受け専門知識及び経験を必要とする特定の事務を掌理する。</u>
(15) [略]	(15) <u>専任副主幹は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は特定の事務を掌理する。</u>
(16) [略]	(16) [略]
(17) [略]	(17) <u>専任主査は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u>
(17)~(23) [略]	(18) [略]
	(19) <u>専任主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u>
	(20)~(26) [略]

(県立中等教育学校管理運営規則の一部改正)

第 4 条 県立中等教育学校管理運営規則 (平成14年宮崎県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第49条 [略]	第49条 [略]
2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 <u>栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、副参事補、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</u>	2 学校に、前項のほか、副校長、副参事、主幹教諭、指導教諭、 <u>栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、専任主幹、専任副主幹、事務副主幹、専任主査、事務主査、専任主事、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</u>
3・4 [略]	3・4 [略]
(職務)	(職務)
第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。	第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)~(13) [略]	(1)~(13) [略]
(14) <u>副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</u>	(14) <u>専任主幹は、上司の命を受け専門知識及び経験を必要とする特定の事務を掌理する。</u>
	(15) <u>専任副主幹は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は特定の事務を</u>

(15) [略]	<u>掌理する。</u>
(16) [略]	(16) [略]
	(17) <u>専任主査は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u>
	(18) [略]
	(19) <u>専任主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u>
(17)~(23) [略]	(20)~(26) [略]

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

第5条 県立中学校管理運営規則(平成18年宮崎県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第39条 [略] 2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、 <u>副参事補、事務副主幹、事務主査、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</u> 3 [略] (職務) 第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)~(9) [略] (10) <u>副参事補は、上司の命を受け複雑な事務及び特定の事務を掌理する。</u> (11) [略] (12) [略] (13)~(19) [略]	(職員) 第39条 [略] 2 学校に、前項のほか、副参事、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、 <u>専任主幹、専任副主幹、事務副主幹、専任主査、事務主査、専任主事、専門主事、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は会計年度任用職員を置くことができる。</u> 3 [略] (職務) 第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)~(9) [略] (10) <u>専任主幹は、上司の命を受け専門知識及び経験を必要とする特定の事務を掌理する。</u> (11) <u>専任副主幹は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は特定の事務を掌理する。</u> (12) [略] (13) <u>専任主査は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。</u> (14) [略] (15) <u>専任主事は、上司の命を受け専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。</u> (16)~(22) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	(定義) 第2条 この訓令において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

用語	意義	用語	意義
[略]		[略]	
担当リーダー	職の設置規則第5条の表職の欄に規定する主幹又は副主幹（所属の特定の事務を掌理する者に限る。）をいう。	担当リーダー	職の設置規則第5条の表職の欄に規定する専任主幹、主幹又は副主幹（所属の特定の事務を掌理する者に限る。）をいう。
[略]		[略]	

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。